

宮津市公報

平成25年7月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目次

条 例

29 宮津市市税条例の一部を改正する条例	1
30 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3
31 宮津市子ども・子育て会議条例	4
32 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
33 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	6
34 宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	6

規 則

12 宮津市予防接種事故災害補償規則	6
13 がん検診等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	7

告 示

82 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	8
83 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	8
84 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届	8
85 定期の予防接種の告示事項の変更	8
86 定期の予防接種の告示事項の変更	9
87 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱	10
88 宮津市予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱	10
89 宮津市風しん予防接種補助金交付要綱	11

公 告

21 農用地利用集積計画の縦覧	12
22 農用地利用集積計画の縦覧	12
23 平成24年度中山間地域等直接支払制度の実施状況	12

教 育 委 員 会

《告 示》

8 宮津市教育委員会臨時会の招集	15
9 宮津市教育委員会定例会の招集	15
10 公の施設に係る指定管理者の名称の変更	15

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

12 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧	16
13 参議院京都府選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	16

条 例

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 6 月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第29号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第35条の6第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第57条第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第111条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

附則第2条の2中「、第55条」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第55条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第2条の3第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を加え、「（以下この項」を「（当該期間内に前条第2項の規定により第55条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第2条の3の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第4条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第4条の4中「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第13条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第18条中「第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」に改める。

附則第22条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生

した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第13条、附則第13条の2、附則第13条の3又は附則第14条の規定を適用する。

附則第13条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第13条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第13条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第14条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第22条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第13条、附則第13条の2、附則第13条の3又は附則第14条の規定を適用する。

附則第23条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「附則第5条の4の2第6項」とに改め、同条

第 2 項中「第13条の 2 第 1 項から第 5 項」を「第13条の 2 第 1 項から第 6 項」に、「附則第45条第 4 項」を「附則第45条第 5 項」に、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（法附則第45条第 6 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第35条の 6 第 2 項の改正規定並びに附則第 2 条の 2、第 2 条の 3、第 2 条の 3 の 2、第 4 条の 4、第13条の 2 及び第22条の 2 の改正規定並びに次条並びに附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定 平成26年 1 月 1 日
- (2) 附則第 4 条の 3 の 2 及び第23条の改正規定並びに附則第 3 条第 3 項の規定 平成27年 1 月 1 日

（延滞金に関する経過措置）

第 2 条 改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）附則第 2 条の 2 の規定は、延滞金のうち平成26年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第 3 条 新条例附則第 2 条の 3 の 2 の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第22条の 2 第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年 1 月 1 日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 5 条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 6 月 28 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第30号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第15項の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同項中「附則第44条の 2 第 3 項」を「附則第44条の 2 第 4 項及び第 5 項」に、「第36条」を「第35条第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

* * *

宮津市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成25年 6 月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第31号

宮津市子ども・子育て会議条例

(設 置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第 1 項の規定に基づき、宮津市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第77条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組 織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 保育及び教育の関係者

(3) 保健、医療及び福祉に関する機関及び団体の関係者

(4) 子どもの保護者

(5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部 会)

第 6 条 子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第 7 条 会長又は部会長は、子ども・子育て会議又は部会において必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶 務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当室において処理する。

(委 任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和60年条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の表中第33号及び第34号を削り、第35号を第33号とし、第36号を第34号とし、第37号を第35号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(36) 子ども・子育て会議の会長	同	18,000円
(37) 同委員	同	6,750円

別表中第33号及び第34号を削り、第35号を第33号とし、第36号を第34号とし、第37号を第35号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(36) 子ども・子育て会議の会長	同	20,000円
(37) 同委員	同	7,500円

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 6 月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第32号

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宮津市一般職職員の給与に関する条例 (昭和30年条例第27号) の一部を次のように改正する。

附則第10項中「平成26年 3 月31日」を「平成25年 6 月30日」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 11 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における給料の月額は、第 4 条から第 5 条まで及び平成18年改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定 (以下この項において「第 4 条等の規定」という。) にかかわらず、第 4 条等の規定により定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる給料減額割合を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。ただし、給料の調整額、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、第 4 条等の規定により定められる額とし、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、第 4 条等の規定にかかわらず、第 4 条等の規定により定められる額から、当該額に同表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる手当減額割合を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。

職員の区分	給料減額割合	手当減額割合
行政職給料表 6 級の者	100分の12	-
教育職給料表 3 級の者		
行政職給料表 5 級の者	100分の9.5	-
行政職給料表 4 級又は 3 級の者	100分の6	100分の1
教育職給料表 2 級の者		
行政職給料表 2 級以下の者	100分の4.5	100分の0.5
教育職給料表 1 級の者		

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

* * *

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 6 月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第33号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 10 平成25年 7 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間、第 3 条及び附則第 8 項の規定にかかわらず、市長の給料は月額648,000円とし、副市長の給料は月額562,100円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成25年 7 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 6 月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第34号

宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和49年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 7 平成25年 7 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間、第 3 条及び前項の規定にかかわらず、給料は月額508,200円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成25年 7 月 1 日から施行する。

規 則

宮津市予防接種事故災害補償規則をここに公布する。

平成25年 7 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第12号

宮津市予防接種事故災害補償規則

（趣旨）

- 第 1 条 この規則は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期又は臨時の予防接種以外の予防接種（以下「法定外の予防接種」という。）で市長が実施するものに係る事故の災害補償（以下「補償」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（補償の対象とする予防接種）

- 第 2 条 補償の対象とする予防接種は、法定外の予防接種で市長が自らの行政措置として実施する予防接種とする。

- 2 市長が委託契約等に基づき他の市町村長に委託して行う法定外の予防接種は、補償の対象とする。

- 3 市長が他の市町村長から委託契約等に基づき委託を受けて行う法定外の予防接種は、補償の対象としない。

（補償対象者）

- 第3条 補償の対象となる者（以下「補償対象者」という。）は、補償の対象とする予防接種を受けた全ての者とする。

（補償の対象及び補償基準等）

- 第4条 市長は、補償の対象とする予防接種を受けたことにより補償対象者が死亡し、又は身体障害（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「令」という。）別表第2に定める障害に限る。）の状態になった場合に、当該補償対象者（当該補償対象者が死亡した場合は、その法定相続人）に対し補償を行う。

- 2 補償は、補償金を支給することにより行うこととし、当該補償金の種類、補償基準及び補償金額は、次の表に定めるとおりとする。ただし、死亡補償金及び障害補償金は、重複して支給しない。

補償金の種類	補償基準		補償金額
死亡補償金	補償対象者の事故（身体障害）を発見した日から180日以内（以下「対象期間」という。）に当該補償対象者が死亡した場合		42,500,000円
障害補償金	対象期間に当該補償対象者が令別表第2に定める下欄の等級の障害（対象期間に障害の程度が確定しない場合は、当該対象期間の最終日の前日における医師の診断に基づき決定した等級の障害）の状態になった場合	1級の障害	42,500,000円
		2級の障害	28,299,000円
		3級の障害	21,604,000円

（損害賠償の免責）

- 第5条 市長は、この規則による補償を行った場合は、同一の事由においては、その価額を限度として民法（明治29年法律第89号）又は国家賠償法（昭和22年法律第125号）による損害賠償の責めを免れる。

（準用規定）

- 第6条 この規則に定めのない事項については、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度において適用される賠償責任保険普通保険約款、予防接種実施主体特約条項及び全国市長会予防接種事故賠償補償保険契約特約書の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

がん検診等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第13号

がん検診等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

がん検診等費用の徴収に関する規則（昭和58年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「2類疾病」を「B類疾病」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 上司自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 山 下 和 典
- 3 変更年月日 平成25年5月12日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成25年6月13日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成22年12月8日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 中村自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 山 本 文 雄
- 3 変更年月日 平成25年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成25年6月13日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第84号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。
平成25年6月19日

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮下水道指定第38号

- (1) 名 称 丹後水道株式会社
- (2) 所 在 地 京丹後市峰山町安144番地
- (3) 代 表 者 変更前 代表取締役 松 崎 修
変更後 代表取締役 松 崎 敏 光

* * *

宮津市告示第85号

平成25年4月1日付け宮津市告示第44号及び第49号で告示の予防接種法に基づく定期の予防接種の実施について、告示事項に変更があったので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定により告示する。

平成25年 6 月20日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 変更があった事項及びその内容

接種医師の氏名の削除

(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)

鮑 智伸(宮津武田病院)

(子宮頸がん予防(ヒトパピローマウイルス)ワクチン)

鮑 智伸(宮津武田病院)

2 変更年月日 平成25年 6 月 1 日

* * *

宮津市告示第86号

平成25年 4 月 1 日付け宮津市告示第44号から第49号までで告示の予防接種法に基づく定期の予防接種の実施について、告示事項に変更があったので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第2項の規定により告示する。

平成25年 6 月20日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 変更があった事項及びその内容

(1) 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所の追加

(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種			
		第1期初回・追加(三種混合:ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	第1期初回・追加(三種混合:ジフテリア・百日せき・破傷風)	第2期(二種混合:ジフテリア・破傷風)	不活化ポリオ
味 見 真 弓	味見診療所	○	○	○	○

(麻しん・風しん)

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所

(日本脳炎)

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		13歳未満の者	13歳以上の者
味 見 真 弓	味見診療所	○	○

(ヒブワクチン)

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所

(小児用肺炎球菌ワクチン)

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所

(子宮頸がん予防(ヒトパピローマウイルス)ワクチン)

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所

2 変更年月日 平成25年 6 月18日

* * *

宮津市告示第87号

宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年 6 月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和50年告示第24号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「母子家庭」を「ひとり親家庭」に改める。

第 2 条第 2 号中「母子家庭の児童及びその母 母子家庭の母（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子をいう。以下「母」という。）が扶養する満18歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある児童及びその母」を「ひとり親家庭の児童及びその親 ひとり親家庭の親（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。以下「親」という。）が扶養する満18歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある児童及びその親」に改め、同号ア中「母又はそれ」を「親又は親」に、「母の所得」を「親の所得」に、「及び母」を「及びその親」に改め、同条第 3 号中「母子家庭」を「ひとり親家庭」に改める。

第 2 条の 2 第 2 項後段を次のように改める。

この場合において、同令第 3 条第 1 項中「とする。ただし、法第 9 条第 1 項に規定する受給資格者が母である場合にあっては、当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下この項及び次条第 1 項において同じ。）に係る所得を含むものとし、法第 9 条第 1 項に規定する受給資格者が父である場合にあっては、当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得を含むものとする」とあるのは「とする」と、同令第 4 条第 1 項中「額の合計額（以下この項において「総所得金額等合計額」という。）から 8 万円を控除した額とする。ただし、法第 9 条第 1 項に規定する受給資格者が母である場合にあっては、総所得金額等合計額及び当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額（1 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の合計額から 8 万円を控除した額とし、同項に規定する受給資格者が父である場合にあっては、総所得金額等合計額及び当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額（1 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）」とあるのは「額」と、同条第 2 項第 3 号中「受けた者（養育者に限る。）」とあるのは「受けた者」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年 8 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。
（宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱の一部改正）
- 3 宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱（平成 5 年告示第75号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 2 項第 2 号中「母子家庭」を「ひとり親家庭」に改める。

* * *

宮津市告示第88号

宮津市予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年 7 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市予防接種補助金交付要綱（平成13年告示第103号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「 1 類疾病」を「 A 類疾病」に、「 2 類疾病」を「 B 類疾病」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第89号

宮津市風しん予防接種補助金交付要綱を次のように定める。

平成25年 7 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市風しん予防接種補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 市長は、安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進するため、風しんワクチン（麻しん風しん混合ワクチンを含む。）の予防接種（以下「予防接種」という。）を受けた者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象者）

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、予防接種を受ける日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成 7 年 4 月 1 日以前に生まれた者で、妊娠をしている女性の配偶者又は妊娠を希望する女性
- (2) 本市に住所を有する者
- (3) 風しんに罹患したことがない者
- (4) 予防接種を 2 回受けたことがない者

（補助金の額等）

第 3 条 補助金の額は、予防接種に要した費用に 3 分の 2 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は当該年度分の市町村民税非課税世帯に属する者にあつては、予防接種に要した費用の全額とする。

2 補助金の交付は、1 人につき 1 回とする。

（交付申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条の規定により、宮津市風しん予防接種補助金交付申請書に医療機関発行の領収書その他市長が必要と認める書類を添付して、平成26年 3 月31 日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 5 条 規則第11条第 2 項の規定により補助金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、宮津市風しん予防接種補助金交付申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年 6 月 1 日以後に予防接種を受けた者について適用する。

公 告

宮津市公告第21号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成25年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成25年 6 月18日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧開始の日

平成25年 6 月18日

2 縦覧の場所

宮津市産業振興室（別館 3 階）

_____ * * * _____

宮津市公告第22号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成25年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成25年 6 月24日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧開始の日

平成25年 6 月24日

2 縦覧の場所

宮津市産業振興室（別館 3 階）

_____ * * * _____

宮津市公告第23号

平成24年度中山間地域等直接支払制度の実施状況については、次のとおりである。

平成25年 6 月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 対象農用地の基準別面積及び交付額

区 分	急傾斜農用地	緩傾斜農用地		合計
	勾配が20分の1以上の田	勾配が100分の1以上20分の1未満の田	勾配が8度以上15度未満の畑	
農用地面積（㎡）	1,655,266	1,367,555	13,117	3,035,938
内小規模・高齢化集落支援加算	31,423		9,230	40,653
内法人設立加算				
交付額（円）	34,325,612	10,801,716	60,973	45,188,301
内小規模・高齢化集落支援加算	141,403		16,614	158,017
内法人設立加算				

2 集落協定締結数、各集落への交付額、集落協定の概要

集落協定締結数 36（個別協定 0）

集落名	交付額（円）	集落協定の概要	
		農業生産活動等として取り組むべき事項（8割単価）	農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（通常単価）
前田組合	153,585	農用地等管理 多面的機能を増進する活動	周辺林地の下草刈り

由良東部農地管理協議会	1,520,936	農用地 集落協定 参加者が協 定内容に従 って管理す る。 水路・農道 協定参加 者全員で泥 上げ、草刈り を行う。 集落申し 合わせ事項 により定期 的な除草等 の作業を行 う。	周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け	集団的かつ持続可能 な体制整備
中津	526,340		景観作物の作付け	
田井	486,402		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
矢原・脇の浜	1,937,906		景観作物の作付け	集団的かつ持続可能 な体制整備
獅子	840,322		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
中の茶屋圃場管理組合	390,430		周辺林地の下草刈り	
小田 4 区	895,062		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
小田金山	1,093,093		周辺林地の下草刈り	協定農用地の拡大、機 械農作業の共同化、高 付加価値型農業の実践、 集団的かつ持続可能 な体制整備
七区営農組合	1,611,939		周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け、そ の他	集団的かつ持続可能 な体制整備
今福	1,730,741		周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け、そ の他	集団的かつ持続可能 な体制整備
吉津	1,988,329		周辺林地の下草刈り 景観作物の作付け	集団的かつ持続可能 な体制整備
日置	2,688,700		周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け、ピ オト - プの確保、緑肥 作物の作付け	協定農用地の拡大、認 定農業者の育成、集団 的かつ持続可能な体 制整備
畑	833,028		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
松尾・東野	2,940,455		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
田原	3,002,178		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
大島	912,922		周辺林地の下草刈り、 ピオト - プの確保	集団的かつ持続可能 な体制整備
外垣・岩ヶ鼻	910,376		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
里波見	1,018,220		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
奥波見	1,795,647		周辺林地の下草刈り、 粗放的畜産	

奥の向・釜土	1,447,782	周辺林地の下草刈り、 体験農園の開設・運営、 ビオト - プの確保	機械・農作業の共同化、 担い手への農作業の委託、 集团的かつ持続可能な体制整備
井光寺・下川原	763,893	周辺林地の下草刈り、 ビオト - プの確保	集团的かつ持続可能な体制整備
上世屋	921,511	周辺林地の下草刈り、 棚田オーナー制度の実施	集团的かつ持続可能な体制整備
厚垣・落山・藪田	2,394,737	周辺林地の下草刈り	集团的かつ持続可能な体制整備
小田二区	1,088,823	周辺林地の下草刈り	集团的かつ持続可能な体制整備
柿ヶ成	680,022	周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け	集团的かつ持続可能な体制整備
中波見	1,883,889	周辺林地の下草刈り	集团的かつ持続可能な体制整備
新宮	2,886,826	周辺林地の下草刈り	集团的かつ持続可能な体制整備
小寺	398,929	景観作物の作付け	集团的かつ持続可能な体制整備
小田宿野営農組合	655,334	周辺林地の下草刈り	集团的かつ持続可能な体制整備
山中	1,502,382	周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け	集团的かつ持続可能な体制整備
梅ヶ谷	1,252,818	景観作物の作付け、 堆きゅう肥の施肥	集团的かつ持続可能な体制整備
上栗田	563,728	周辺林地の下草刈り	集团的かつ持続可能な体制整備
安寿の郷石浦	384,880	景観作物の作付け	認定農業者の育成、 担い手への農地集積、 集团的かつ持続可能な体制整備
国分	569,944	周辺林地の下草刈り	新規就農者の確保、 認定農業者の育成、 多様な担い手の確保、 集团的かつ持続可能な体制整備
皆原・惣	516,192	周辺林地の下草刈り	集团的かつ持続可能な体制整備
合計	45,188,301		

3 農業生産活動等の実施状況

それぞれの集落において、周辺林地の下草刈りや景観作物の作付等、多面的機能を増進する活動に取り組んだ。

（平成24年7月1日から9月30日の現地調査により、該当する全ての農用地において、耕作また

は管理されていることを確認)

4 農業生産活動等の体制整備の実施状況

由良東部農地管理協議会集落協定他31集落協定において、集団的かつ持続可能な体制整備等に取り組んだ。

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第 8 号

平成25年第 7 回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年 6 月10日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

1 日 時 平成25年 6 月11日 (火) 午後 6 時

2 場 所 宮津市役所 第 6 会議室

_____ * * * _____

宮津市教育委員会告示第 9 号

平成25年第 8 回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成25年 6 月19日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

1 日 時 平成25年 6 月27日 (木) 午後 4 時

2 場 所 宮津市役所 第 6 会議室

_____ * * * _____

宮津市教育委員会告示第10号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年教委規則第 4 号)においてその例によることとされた宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年規則第28号)第 8 条第 1 項の規定により、公の施設に係る指定管理者の名称の変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成25年 7 月 1 日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

重要文化財旧三上家住宅(宮津市字河原1850番地)

1 指定管理者の名称

変更前 社団法人天橋立観光協会

変更後 公益社団法人天橋立観光協会

2 変更日

平成25年 7 月 1 日

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第12号

平成25年7月21日執行予定の参議院議員通常選挙に係る選挙時登録において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月28日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

- 1 縦覧の期間 平成25年7月4日
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
（宮津市役所内）
宮津市選挙管理委員会事務局

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第13号

平成25年7月21日執行予定の参議院京都府選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成25年6月28日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

- 1 日 時 平成25年7月4日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室